

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長 様

法 人 名 社会福祉法人 南伊豆福祉会
理事長名 平井 正晴

令和 7 年度指導監査結果に係る改善措置について

令和 7 年 10 月 8 日付け福指第 34-1 号により通知のあった指導監査の実施結果
に対して、下記のとおり改善措置を定めたので報告します。

記

1 指導監査対象区分及び改善措置を要する事項（文書指摘事項）	2 改善措置の具体的な内容	3 改善措置実施（予定）時期
1 法人運営 なし 2 事業 なし 3 管理 （1）契約関係手続きについて、不備があるため、以下のとおり改めること。 【「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号等厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等連名通知） 1（8）、定款第 25 条、定款細則第 4 条第 2 項及び別表 2、経理規程第 70 条第 4 項及び第 72 条第 2 項、経理規程細則 13】 （さしだ希望の里拠点区分） ア 車輛運搬具購入契約（令和 6 年 10 月 12 日、3,970,649 円）及び玄関自動扉改修工事契約（令和 6 年 11 月 8 日、2,002,000 円）について、理事長専決金額（200 万円）を超えているが、理事会の承認を事前に得ていない。理事長専決金額を超える契約については事前に理	1 法人運営 なし 2 事業 なし 3 管理 今回の監査で法人規定の再確認をすることで、以下のよう改善します。 ア 1-3 細則別表（専決事項）[法人支出に関する事案]において、 1 固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事について、理事長専決は 200 万未満である事から、200 万以上の場合は理事会にて承認を得た後、契約購入をするよう改善します。	令和 7 年 1 1 月から

事会の承認を得ること。 イ ガスフライヤー購入契約（181,500 円）、玄関自動扉改修工事契約（令和 6 年 11 月 8 日、2,002,000 円）及びエアコン交換工事（令和 6 年 6 月 7 日、660,000 円）について、理事長決裁日以降に見積書を徴している。経理規程に沿って見積書を徴し、伺い書に添付したうえで理事長の承認を得ること。 ウ 車輛運搬具購入契約（令和 6 年 10 月 12 日、3,970,649 円）について、決裁者の承認前に注文書が作成されている。決裁者の承認を得た後に契約を行なうこと。 エ エアコン交換工事（令和 6 年 6 月 7 日、660,000 円）及びガスフライヤー購入契約（181,500 円）について、請書等を徴していない。経理規程に基づき、契約書の作成を省略できる場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴すること。 （2）基本財産以外の固定資産を廃棄しているが、事前に理事長の承認を得ていない事例がみられた。基本財産以外の固定資産を廃棄する場合には、廃棄伺い等を作成し、事前に理事長の承認を得ること。【経理規程第 50 条第 2 項】（さしだ希望の里拠点区分）	イ 35-1-1 経理規程第 70 条（随意契約）に基づき、250 万円未満の工事又は製造の請負は 2 社の業者からの見積もりを徴し、「物品購入伺書」に添付し理事長の承認を得た後購入するよう改善します。また「物品購入伺書」決裁日（購入許可日）と決済日（決済時）を記載しました。（別添参照） ウ 決裁者全ての承認を得た後、注文書の作成、契約購入をするよう改善します。 エ 35-1-1 経理規程第 72 条（契約書の作成を省略することができる場合）に基づき、特に軽微なものを除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するよう改善します。 （2）35-1-1 経理規程第 50 条（取得・処分の制限等）に基づき、基本財産以外の固定資産の減少について、廃棄稟議書を作成し、理事長の承認を得た後廃棄するよう改善します。	
---	--	--

注：改善措置の進捗状況が説明できる資料を添付すること。

結果通知の文書番号ごとに、この様式により改善措置を作成すること。